

令和 7 年度 第 2 回全国健康保険協会長崎支部評議会議事録

< 開催日時 > 令和 7 年 10 月 22 日（水） 14：00～15：30

< 開催場所 > ホテルセントヒル長崎 絹笠の間

< 出席評議員 > 7 名

伊東評議員（議長）、梅本評議員、川田評議員、堂下評議員、中嶋評議員、
宮沢評議員、宮原評議員（五十音順）

議題 1 令和 8 年度 保険料率について

事務局より資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4、資料 1-4 別紙 1、資料 1-4 別紙 2、資料 1-5 に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

事業主代表

保険料率が上がるとそれだけ会社の負担も大きくなる。それを踏まえると、できるだけ平均保険料率 10% を維持していただきたい。保険料率を下げて、足りなくなったらまた大幅に上がるとなれば、会社側にとって大きな負担となる。

被保険者代表

今回、今までより多いパターン数の収支見通しと、生損保との準備金の比較資料も示していただいた。協会けんぽの準備金の妥当性をお示しいただいたものと考えている。しかし、準備金の上限額が示されておらず、協会けんぽがどこまで準備金を積み上げていくのかわからなかった。

また被保険者として、社会保険料の負担が大きいと感じているが、今年の 12 月には最低賃金が引き上げられることもあり、賃金上昇が期待できる。平均保険料率はできるだけ長く 10% を維持してほしい。

⇒（事務局）

現在の準備金 5.8 兆円を評価するにあたり、できる限り長く平均保険料率 10% を超えないように中長期で考えていくことを基本スタンスとすることは変わっていない。今後、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等によって保険給付費の継続的な増加が見込まれる。後期高齢者支援金についても、ここ数年においては団塊の世代が後期高齢者になったことにより負担額が増加し、今後も中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれている。準備金 5.8 兆円は法定準備金の 6.6 ヶ月分に相当するが、そもそも法定準備金の 1 ヶ月という基準は旧政府管掌健康保険時代と同一のものである。民間保険者として自立して運営する責務を負う協会が安定した財政運営を行うことを念頭においた場合に、準備金 1 ヶ月分で妥当なのかという視点も含め、議論を進めていかなければならない。準備金の議論は一朝一夕では進まない。もう少し時間がかかるということは本部からも示されている。

被保険者代表

準備金の天井が見えていない。法定準備金 1 ヶ月相当分が旧政府管掌健康保険の時の試算であるとのことだが、協会けんぽに変わった後の妥当な金額はまだ示されていない。これだけ準備金が積み上がれば、国庫補助が引き下げられる可能性があるのではないかと。賃金が上昇すれば標準報酬月額が上がり事業主負担分も増える。長崎県は中小地場産業が大変多い中、経営が大変な事業所が増えてくる。準備金について本部でも議論をしていただき、準備金の上限額、妥当な準備金残高を示していただきたい。また、一番保険料率が高い支部と低い支部の差が大きく、その差の開き具合についても疑問に思う。

資料 1-4 の 8 ページの注釈 4 に示してある国庫特例減額措置によって、現在の国庫補助率 16.4%は引き下げられるのか。

⇒（事務局）

国庫特例減額措置だが、平成 27 年に国庫補助率が当分の間 16.4%と規定された際に、国の財政等も踏まえ、協会けんぽに準備金が積み上がる場合には、新たに積み上がった準備金の 16.4%相当額は精算措置として翌年度の国庫補助と相殺する仕組みに改められた。現在も新たに積み上がった準備金は、その 16.4%が精算されており、国庫補助は含まれていない。

また、準備金の上限額について、協会けんぽでも議論を深めていかななくてはならないことは共通認識である。

学識経験者（議長）

国庫補助率 16.4%は入っているという前提で保険料率を考える必要がある。ただ、準備金の天井はどのなのかという思いはある。

事業主代表

短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるとのことだが、適用拡大による財政面での収入と負担のバランスはどうか。

⇒（事務局）

短時間労働者は低賃金の方が多いと考えられる。協会けんぽにとっては、標準報酬月額が低い方は保険料も低いので、収入面ではそれほど大きな上積みは期待できない。また、加入する方が高齢者だと、年齢が若い方と比較して医療費がかかる。医療費と保険料収入をみた場合に協会にマイナスの影響が出る可能性がある。

事業主代表

事業主として、短期間労働者等の適用拡大は大きな負担になる。今後従業員数の制限が撤廃され、適用拡大された従業員の社会保険料を支払うことになった場合にかなり負担になる。

⇒（事務局）

保険料率の説明の際に労働参加進展シナリオ、漸進シナリオについてご説明したが、そういったケースでも労働参加が進むのは女性及び高齢者というのはある程度推測はできる。加入者が増えれば保険料収入は増えるが、財政の負担が増す可能性はある。

学識経験者

現在国庫補助率が 16.4%で、20%が上限ということだが、協会としては国庫補助率をもっと上げないと保険財政を賄うのは厳しいという見解か。

⇒（事務局）

国庫補助率については恒久措置が実現した後も上限の 20%への引き上げの要望を毎年続けているが、中長期で安定した財政運営を維持していく観点から、引き続き要請していかなければならないと考えている。また、国庫補助率の引き上げと同時に国庫特例減額措置の廃止についても毎年度要請している。

⇒（事務局）

国庫補助は協会けんぽの保険料だけではなく、国民全体の税金で賄っていることを認識する必要がある。準備金が積み上がっているから保険料率を引き下げるということになれば、協会けんぽの財政運営が改善したと捉えられ、国庫補助率の引き下げに目が向けられる可能性が懸念される。

学識経験者

準備金の天井がはっきりしていない、これだけ積み上げていけば大丈夫という金額がはっきりしていない中、保険料率引き下げに踏み切るのは難しいと考える。旧政府管掌健康保険の時代、保険料率を下げることもに国庫補助率を「当分の間 13%」にすることとされた結果、準備金が枯渇し、診療報酬・薬価のマイナス改定や患者負担割合の増加などが実施された。そのような過去の出来事を考えると、これからの収支を予測するのは非常に難しいように思う。料率を下げ仮に準備金が枯渇した場合、事業主や被保険者へのデメリットは非常に大きい。また今後、パンデミックや大規模災害が起きる可能性や、他の健康保険組合が解散し協会けんぽに移行するといった可能性も考えられる。そうした場合の協会の財政への影響も不透明である。健康保険制度の安定的・持続的な運営ができるよう考える必要があり、料率引き下げについては慎重に判断しなければならない。

議題 2 令和 8 年度 支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取（意見交換）

事務局より資料 2-1、資料 2-2、参考資料 1-1、参考資料 1-2、参考資料 1-3 に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

被保険者代表

タバコ対策について意見を申し上げる。最近流行りの電子タバコは、受動喫煙は防げると思うが、喫煙者のリスクは葉タバコと電子タバコどちらもあまり変わらないと思っている。喫煙者の中には「電子タバコだから大丈夫」という、根拠があるのか無いのかわからない自信がある方もいる。電子タバコ喫煙者に響くような取り組みを実施していただきたい。

⇒（事務局）

ご意見の通り、私共もそのように思っている。紙巻きタバコよりリスクが低いと考えている方が多いので、そのような方達に周知啓発を行っていかないといけないと強く思っている。

昨年度セミナーを開催した際、タバコ対策について大学の先生に講演をいただいた。その先生の講演で、加熱式タバコも紙巻きタバコと同じように害があるということが話されていた。加入者に対しても周知啓発を行っていきたい。

事業主代表

健診後の特定保健指導で事業所に来ていただくが、自分の会社の従業員は結構真面目に受けてくれる。健診を受けて、その後特定保健指導が必要であれば受け、病院に行かなければならない人は病院へ行く。それを持続すれば医療費の削減にもつながると思う。その重要性をもっと事業主の方達に広く伝えていただきたい。

学識経験者（議長）

「予防」が重要であるので、医療機関にかからなくても健康でいられるよう、今後も取り組みを進めてもらいたい。

議題3 令和7年度 健康経営セミナーについて

事務局より参考資料2に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

特になし。